

株主各位

2020年3月期定時株主総会招集通知に際しての
インターネット開示情報

2020年6月1日
SCSK株式会社

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況に関する事項

業務の適正を確保するための体制等の決議の内容

当社は、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（以下「内部統制システム」といいます。）に関する基本方針並びに体制整備に必要な事項について次のとおり決議いたしております。

なお、当社は、現状の内部統制システムを確認すると同時に、継続的な見直しによって、その時々々の要請に合致した、優れた内部統制システムの構築を図っております。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ・ 監査等委員会設置会社としての当社における内部統制システムの整備に関する方針を定めるとともに取締役及び使用人の法令等遵守の徹底に努めております。
- ・ 当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を継続して選任しております。
- ・ 当社は、取締役会及び取締役の監督機能を強化するため、執行役員制度を採用するとともに、独立した社外取締役が取締役会議長を務めることにより、取締役会及び取締役による監督機能と執行役員による業務執行機能とを分離しております。
- ・ 当社は、経営の透明性・公正性の向上のために、取締役会等の諮問機関としてガバナンス委員会を設置しております。
- ・ 内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、その実行状況を監視するための体制として監査等委員会直属の監査部を、また、内部統制システムの強化を推進し、その運用を支援するための体制としてリスク管理部を配置しております。
- ・ 法令等の遵守に関する規程を含む社内規則を定め、取締役及び使用人に行動規範を明示するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、また、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、社内各層に周知することにより、法令等遵守の徹底を図っております。
- ・ 法令等の遵守体制強化の一環として、内部通報制度を導入し、取締役及び使用人が、コンプライアンス委員長、監査等委員会及び顧問弁護士にコンプライアンス上の情報を直接、連絡できるルートを確保しております。なお、当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いの禁止等通報者の保護を徹底することを定めております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ・ 取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報及び稟議書等、その職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程等の社内規則を定めて、情報の適切な記録管理体制を整備しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- ・ 当社の事業に関連して想定可能なリスクを認識、評価する仕組みを定め、関連部署においてリスクを予防するための規則、ガイドライン等の制定、管理、運用、監視等の実施により個別リスクに対応する仕組みを構築しております。
- ・ 会社に重大な影響を及ぼす恐れのある不測の事態の発生に備え、緊急事態対応規程を定め、適切かつ迅速に対応する体制整備を図っております。
- ・ 情報セキュリティ管理及び個人情報保護に係る関連規程を制定し、当社の事業活動における機密情報及び個人情報等の情報資産の管理徹底と適切な保護を行い、また、研修及び啓発の実施等を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図っております。

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- ・取締役のより効率的な職務の遂行を可能とするために、執行役員制度を採用し、業務執行の責任と権限を明確にしております。
 - ・経営上の重要事項に関する会長執行役員 最高経営責任者（以下「会長」といいます。）・社長執行役員 最高執行責任者（以下「社長」といいます。）の諮問機関として経営会議を、また、特定の経営課題に関する諮問機関として各種委員会を設置しております。
 - ・取締役及び使用人の効率的な職務執行を可能とするための組織体制を整備するとともに、ITの整備及び利用により、経営意思決定を効率的にできる体制を整備しております。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- ・親会社及び子会社との緊密な連携のもと、当社は、企業集団における業務の適正を確保するための体制の構築に努めております。
 - ・当社は、「経営理念・行動指針」を定め、経営理念の共有を図るとともに、子会社管理規程に基づいて、子会社の業務執行の重要事項は、当社の決裁事項又は当社への報告事項としております。
 - ・当社は、上記の決裁・報告体制を通じて、グループ全体の経営状況を把握し、業務の適正の確保、リスク管理を徹底しております。
 - ・当社は、子会社の自主性を尊重し、事業内容・規模を考慮しつつ、コーポレート部門の業務を適切に支援し、子会社の取締役等が効率的に職務執行できる体制を構築しております。
 - ・子会社においても、当該会社自身のコンプライアンス委員会の設置等、当社と同様に法令等を遵守するための体制を整えるよう指導しております。
 - ・当社のコンプライアンス委員会では、子会社を含むグループ全体のコンプライアンスに関する事項を審議し、また、内部通報制度においては、子会社の取締役、監査役及び使用人からも直接に通報が行える等、子会社との連携を図り、グループ一体の運営を行っております。
- (6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項について
- ・監査等委員会の職務を補佐する使用人を監査部内に配置しております。
- (7) 第6項の取締役及び使用人の他の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項について
- ・監査部は監査等委員でない取締役から独立した組織としております。
 - ・監査等委員会は、監査部に所属する使用人の人事異動及び人事評価等について事前に報告を受け、必要な場合は社長に対して変更を申し入れることができるものとしております。
- (8) 第6項の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査部に所属する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、職務を遂行しております。
- (9) 当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制について
- ・監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といいます。）は、経営会議その他の重要な会議に出席しております。
 - ・会長・社長を含む主要な監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員と定期的に会合を行い、監査等委員会との意思疎通を図っております。
 - ・職務権限規程に基づく決裁・報告事項のうち、重要な事項は、監査等委員を経由して監査等委員会にも報告される他、必要に応じ、監査等委員でない取締役及び使用人が、法定の事項及び全社的に重大な影響を及ぼす事項について、同様に監査等委員会への報告・説明を速やかに行っております。
 - ・内部通報制度においては、監査等委員会も直接の窓口になっております。

- (10) 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制について
- ・子会社管理規程に基づく決裁・報告事項のうち、あらかじめ定められた事項は、監査等委員を経由して監査等委員会へも報告されることになっております。
 - ・当社は、グループ共通の内部通報制度を設けており、子会社の取締役、監査役及び使用人からの通報については、当社の監査等委員会も直接の窓口になっております。
- (11) 第9項又は第10項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
- ・当社及び子会社のコンプライアンス規程において、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことが明記されております。
- (12) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針について
- ・当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。
- (13) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- ・子会社の監査等委員でない取締役は、当社の監査等委員会が、その職務を適切に遂行するため、当社及び子会社の監査等委員又は監査役との意思疎通、情報の収集・交換を図っております。
 - ・当社の監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員会が制定した監査等委員会規程に基づく監査活動が、実効的に行われることに協力しております。
- (14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たないとする「反社会的勢力・団体との関係不保持」を基本方針として定めております。
 - ・当社のコンプライアンスについて規定したコンプライアンスマニュアルにおいて、コンプライアンスに関する具体的な規範の一つとして反社会的勢力・団体との関係不保持を定めております。
 - ・反社会的勢力への対応につきましては、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整えており、また反社会的勢力に関する動向の把握に努めております。
 - ・当社所定の標準契約書式に反社会的勢力排除条項を盛り込み、反社会的勢力の不当要求防止に関する社内研修を実施する等反社会的勢力排除に取り組んでおります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の内部統制システムの運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) ガバナンス・コンプライアンス体制

当社は、独立した社外取締役が取締役会議長を務めるとともに、取締役会等の諮問機関であるガバナンス委員会を適宜開催し、取締役会等に答申しております。

内部統制システムについて、監査等委員会直属の監査部にて有効性確認・実行状況監視を行い、リスク管理部にて強化推進・運用支援を行っております。

コンプライアンスに関する規程・マニュアルを定め、定期的にコンプライアンス委員会を開催しております。また、役職員への継続的な研修を実施するとともに、経営幹部からのメッセージ発信等にてコンプライアンス意識の向上を図っております。

内部通報制度については、連絡窓口を記載したカードを役職員に配布し、継続的に周知を図ることによって有効に機能するよう努めております。

(2) 情報保存・管理体制

当社は、文書管理に関する規程を定め、各文書について文書種別に応じた期間にわたって保存しております。

(3) リスク管理体制

当社は、リスク管理に関する規程を定め、継続的にリスクを認識・評価するとともに、個別リスクについては所管部署による具体的な対応に取り組んでおります。

また、当社に重大な影響を及ぼす恐れのある不測の事態の発生に備えるために、緊急事態発生時の対応に関する規程を定めております。特に地震等の重大な災害に対しては、発災時の初動対応マニュアルを役職員に配布し、定期的な防災訓練を実施する等、継続的に取り組んでおります。

情報セキュリティ・個人情報管理に関しても、随時規程を整備するとともに継続的な研修等を実施することによって、重要性の浸透・徹底を図っております。

(4) 取締役の効率的な職務執行体制

当社は、執行役員制度を採用して監督機能と業務執行機能を分離し、会長執行役員 最高経営責任者及び社長執行役員 最高執行責任者の諮問機関として経営会議や各種委員会を運営しております。また、各種決裁は、職務権限に関する規程に定められた基準に基づき、ワークフローシステムによって実施する仕組みとすることで、効率的な意思決定・職務執行を推進しております。

(5) 子会社管理体制

当社は、子会社管理に関する規程を定め、子会社毎の主管部署を定め、各社から当社への報告・決裁の制度を含めた管理体制を構築・運用しております。また、各社への取締役・監査役派遣、各社経営層との会議体運営、各社役職員への当社経営理念・行動指針記載カードの配布、当社の監査等委員会・監査部による監査、各社監査機能との情報連携、各社を含めた内部通報制度の運用等によって、企業集団として適正な業務体制の強化・運用に努めております。

(6) 監査体制

当社の監査等委員は、監査等委員会が制定した規程及び計画に基づいて経営会議等の重要な会議へ出席するとともに、経営幹部を含んだ役職員との面談を実施しております。また、監査等委員会直属の監査部に監査等委員会の職務を補佐する使用人を配置しております。また、監査部に所属する使用人の異動等は監査等委員会に事前に報告されており、監査等委員でない取締役からの独立性を担保しております。

(7) 反社会的勢力排除体制

当社は、「反社会的勢力・団体との関係不保持」の基本方針を定め、取引先の適格性審査や反社会的勢力の情報収集、社内研修等を通して、反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たないよう取り組んでおります。

(注) 上記は2020年3月31日時点での体制及びその運用状況を記載しておりますが、2020年4月1からの組織変更に伴い「リスク管理部」は「リスクマネジメント部」へ名称変更をしております。

連結株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当期首残高	21,152	—	175,223	△694	195,681
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△11,966		△11,966
親会社株主に帰属する当期純利益			31,201		31,201
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△2,497			△2,497
自己株式の取得				△13	△13
自己株式の処分		△2		9	6
利益剰余金から資本剰余金への振替		2,500	△2,500		—
連結範囲の変動			△77		△77
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	16,657	△3	16,653
当期末残高	21,152	—	191,881	△698	212,335

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,076	△21	△182	△4,141	△2,269	40	1,015	194,468
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当					—			△11,966
親会社株主に帰属する当期純利益					—			31,201
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					—			△2,497
自己株式の取得					—			△13
自己株式の処分					—			6
利益剰余金から資本剰余金への振替					—			—
連結範囲の変動					—			△77
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	△1,010	44	△15	△1,405	△2,386	△10	△653	△3,050
連結会計年度中の変動額合計	△1,010	44	△15	△1,405	△2,386	△10	△653	13,603
当期末残高	1,066	23	△197	△5,547	△4,655	30	361	208,072

(備考) 百万円単位の記載金額は、表示単位未満切り捨てにより表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 25社

SCSKサービスウェア(株)	(株)ベリサーブ
(株)ベリサーブ沖縄テストセンター	(株)JIEC
(株)Minoriソリューションズ	SCSK九州(株)
SCSK北海道(株)	SCSKプレッシェンド(株)
SCSK USA Inc.	SCSK Europe Ltd.
思誠思凱情報システム（上海）有限公司	SCSK Asia Pacific Pte.Ltd.
PT SCSK Global Indonesia	SCSK Myanmar Ltd.
(株)S k e e d	(株)C S Iソリューションズ
(株)アライドエンジニアリング	W i nテクノロジー(株)
SCSKシステムマネジメント(株)	ヴィーイー・リナックス・システムズ・ ジャパン(株)
SDC(株)	(株)G r a n M a n i b u s
SCSKニアショアシステムズ(株)	他投資事業組合1社及び匿名組合1社

第1四半期連結会計期間より、(株)G r a n M a n i b u s及び(株)S k e e dについては、重要性が高まったため連結の範囲に含めております。

第2四半期連結会計期間において、PT SCSK Global Indonesia及びSCSK Myanmar Ltd. を設立出資し、連結の範囲に含めております。

第3四半期連結会計期間において、(株)Minoriソリューションズの株式を追加取得し、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

東京グリーンシステムズ(株)

第1四半期連結会計期間より、(株)S k e e dについては、重要性が高まったため、連結の範囲に含めております。

非連結子会社は、小規模であり合計の総資産、売上高、持分に見合う当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 2社

(株)アルゴグラフィックス Presidio SCSK Digital Fund

第1四半期連結会計期間より、(株)G r a n M a n i b u sについては、重要性が高まったため持分法の適用範囲から除外し、連結の範囲に含めております。

第2四半期連結会計期間において、Presidio SCSK Digital Fundに出資し、持分法の適用範囲に含めております。

持分法を適用していない非連結子会社（東京グリーンシステムズ(株)）は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響額が軽微であり、かつ全体としても重要性が低いため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

SCSK Europe Ltd.、思誠思凱信息系統（上海）有限公司、SCSK Asia Pacific Pte.Ltd.、PT SCSK Global Indonesia及び投資事業組合1社の決算日は12月31日であります。当連結会計年度の連結計算書類の作成に当たっては、2019年1月1日から2019年12月31日の計算書類を基礎としております。また、同決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法）
子会社株式 ……持分法を適用していない非連結子会社株式については、移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの ……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

時価のないもの ……移動平均法による原価法
なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書等を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

商品 ……主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

仕掛品 ……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

③ デリバティブ取引 ……時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 ……主として定額法を採用しております。
(リース資産を除く)

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

市場販売目的のソフトウェア ……見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用のソフトウェア ……社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

その他の無形固定資産 ……定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用 ……定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 ……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 ……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 工事損失引当金 ……当連結会計年度末において、損失の発生が見込まれる工事契約について将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 ……当社及び一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労引当金制度の廃止に伴う打切り支給額のうち、将来の支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年～12年）による定額法により費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 繰延資産の処理方法

- 社債発行費 ……支出時に全額費用として処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 ……繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ……ヘッジ手段 為替予約取引
ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務等
- ③ ヘッジ方針 ……デリバティブ取引は実需に基づき行うこととしており、投機を目的とした取引は行わないこととしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ……為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、当該外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、連結決算日における有効性の評価を省略しております。
- ⑤ その他 ……全てのデリバティブ取引は、国内の信用度の高い金融機関と行っており、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは低いと考えております。

(7) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当連結会計年度末までの進捗部 ……工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法による）
られる契約 算定しております
- ② その他の契約 ……工事完成基準

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果の及ぶ期間（5年～10年）にわたり、定額法による償却としております。ただし、金額が僅少であり重要性が乏しい場合は、発生時に一括償却しております。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(10) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(11) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

II. 未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2021年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

III. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 50,156百万円 |
| 2. 工事損失引当金に対応する仕掛品の金額 | |
| 損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品と工事損失引当金は相殺せずに両建てで表示しております。 | |
| 工事損失引当金に対応する仕掛品の金額 | 375百万円 |

IV. 連結損益計算書に関する注記

1. 売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額 505百万円
2. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都江東区	事業用資産	ソフトウェア
東京都新宿区	事業用資産	ソフトウェア

当社グループは原則として、事業用資産については、事業部門単位を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っております。

ただし、遊休資産については、個々の資産単位をグループとしております。

東京都江東区の事業用資産につきましては、サービス提供の時期が未定となり遊休状態となったことに伴い、回収可能額を零として帳簿価額202百万円を減損損失として計上しております。

東京都新宿区の事業用資産につきましては、子会社の基幹システム利用中止が決定したことに伴い、使用価値を零として帳簿価額306百万円を減損損失として計上しております。

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 104,181,803株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年4月26日 取締役会	普通株式	5,202百万円	50円00銭	2019年3月31日	2019年6月4日
2019年10月30日 取締役会	普通株式	6,763百万円	65円00銭	2019年9月30日	2019年12月2日

(注) 2019年10月30日取締役会決議による1株当たり配当額には、創立50周年記念配当10円00銭が含まれております。

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年4月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	6,763百万円	65円00銭	2020年3月31日	2020年6月2日

(注) 1株当たり配当額には、創立50周年記念配当10円00銭が含まれております。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 第2回新株予約権 (2007年6月27日定時株主総会及び取締役会決議分)
普通株式 600株
- (2) 第4回新株予約権 (2008年6月26日定時株主総会及び取締役会決議分)
普通株式 1,300株
- (3) 第6回新株予約権 (2009年6月25日定時株主総会及び取締役会決議分)
普通株式 5,300株
- (4) 第8回新株予約権 (2010年6月25日定時株主総会及び取締役会決議分)
普通株式 17,100株

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び投資有価証券に限定しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、商取引規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主に株式であり、定期的に時価等を把握しリスク低減に努めております。デリバティブ取引は財務規程に従い行っており、そのうち為替予約取引については為替予約に関する細則に基づき、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	32,072	32,072	—
(2) 受取手形及び売掛金	78,828	78,828	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	299	299	—
(4) 預け金	79,703	79,703	—
(5) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	306	301	△4
その他有価証券	3,174	3,174	—
関係会社株式	5,873	16,803	10,929
(6) 敷金及び保証金	7,178	7,064	△114
(7) 支払手形及び買掛金	(25,054)	(25,054)	—
(8) 短期借入金	(15,400)	(15,400)	—
(9) 1年内償還予定の社債	(10,000)	(10,000)	—
(10) 社債	(30,000)	(30,000)	△0
(11) デリバティブ取引 (注)	33	33	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金並びに、(4) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券並びに、(5) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、短期間で決済される一部の有価証券については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 敷金及び保証金

これらのうち、契約終了までの期間が1年を超えるものについては、合理的な利率で割り引いた現在価値によっております。

(7) 支払手形及び買掛金、(8) 短期借入金並びに、(9) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 社債

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) デリバティブ取引

時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	
非上場株式	1,894
投資事業組合等への出資	606
合計	2,500

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。

したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

Ⅶ. 企業結合等関係

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 (株)Minoriソリューションズ

事業の内容 ソフトウェア開発、システム運用管理、システム機器販売

②企業結合を行った主な理由

時代の構造変化に応じた、よりスケールの大きな事業展開、経営戦略を遂行することで、その結果としての両社の企業価値の最大化を図るためであります。

③企業結合日

2019年12月19日 (みなし取得日 2019年12月31日)

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 10.45%

取得後の議決権比率 94.26%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、(株)Minoriソリューションズの株式取得を行ったためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2020年1月1日から2020年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合の直前に保有していた(株)Minoriソリューションズの企業結合日における時価 2,430百万円

追加取得に伴い支出した現金 19,479 〃

取得原価 21,909百万円

(4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 1,556百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

14,045百万円

なお、のれんは当連結会計年度末において、取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

②発生原因

今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,000円16銭

1株当たり当期純利益 300円50銭

(備考) 百万円単位の記載金額は、表示単位未満切り捨てにより表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	21,152	1,299	—	1,299	3,988	23,310	138,003	165,301
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				—			△11,966	△11,966
当期純利益				—			25,025	25,025
自己株式の取得				—				—
自己株式の処分			△2	△2				—
利益剰余金から資本剰余金への振替			2	2			△2	△2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				—				—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	13,056	13,056
当期末残高	21,152	1,299	—	1,299	3,988	23,310	151,059	178,357

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△277	187,477	1,987	△21	1,966	40	189,484
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△11,966			—		△11,966
当期純利益		25,025			—		25,025
自己株式の取得	△13	△13			—		△13
自己株式の処分	9	6			—		6
利益剰余金から資本剰余金への振替		—			—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		—	△988	44	△944	△10	△954
事業年度中の変動額合計	△3	13,052	△988	44	△944	△10	12,097
当期末残高	△281	200,529	998	23	1,021	30	201,581

(備考) 百万円単位の記載金額は、表示単位未満切り捨てにより表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法）

(2) 子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

(3) その他の関係会社有価証券
時価のないもの ……移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(4) その他有価証券

① 時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

② 時価のないもの ……移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書等を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品 ……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

(2) 仕掛品 ……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

(3) 貯蔵品 ……最終仕入原価法による原価法

3. デリバティブ取引の評価基準及び 評価方法 ……時価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 ……定額法を採用しております。
(リース資産を除く)

- (2) 無形固定資産
(リース資産を除く)
- ① 市場販売目的のソフトウェア ……見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。
- ② 自社利用のソフトウェア ……社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。
- ③ その他の無形固定資産 ……定額法を採用しております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (4) 長期前払費用 ……定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 ……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 ……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 工事損失引当金 ……当事業年度末において、損失の発生が見込まれる工事契約について将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

- (5) 退職給付引当金 ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（1年）により費用処理しております。
- (6) 役員退職慰労引当金 ……役員の退職慰労金の支出に備えるため、2007年6月27日開催の定時株主総会で決議された役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給額のうち、将来の支給見込額を計上しております。
6. 繰延資産の処理方法
社債発行費 ……支出時に全額費用として処理しております。
7. 重要なヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法 ……繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ……ヘッジ手段 為替予約取引
ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務等
- (3) ヘッジ方針 ……デリバティブ取引は実需に基づき行うこととしており、投機を目的とした取引は行わないこととしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 ……為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、当該外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当ているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。
- (5) その他 ……全てのデリバティブ取引は、国内の信用度の高い金融機関と行っており、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは低いと考えております。

8. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当事業年度末までの進捗部分に……工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法によって成果の確実性が認められ ……り算定しております）
る契約
- ② その他の契約 ……工事完成基準

9. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

II. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 46,481百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く） | |
| 短期金銭債権 | 81,809百万円 |
| 短期金銭債務 | 36,647百万円 |
| 長期金銭債権 | 212百万円 |
| 長期金銭債務 | 742百万円 |
| 3. 工事損失引当金に対応する仕掛品の金額 | |
| 損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品と工事損失引当金は相殺せずに両建てで表示しております。 | |
| 工事損失引当金に対応する仕掛品の金額 | 375百万円 |

III. 損益計算書に関する注記

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 19,221百万円 |
| 仕入高等 | 27,820百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 1,314百万円 |
| 2. 売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額 | 505百万円 |

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数	普通株式	128,562株
-------------------------	------	----------

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税否認	402百万円
未払賞与否認	1,045百万円
会員権評価損	150百万円
工事損失引当金	156百万円
退職給付引当金	148百万円
減損損失	667百万円
貸倒引当金	16百万円
固定資産償却超過額	53百万円
関係会社株式評価損	2,239百万円
資産除去債務	589百万円
繰越欠損金	5,038百万円
その他	550百万円
繰延税金資産小計	11,058百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,064百万円
評価性引当額小計	△3,064百万円
繰延税金資産合計	7,993百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△440百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△276百万円
前払年金費用	△1,020百万円
その他	△158百万円
繰延税金負債合計	△1,895百万円
繰延税金資産の純額	6,098百万円

VI. 関連当事者との取引に関する注記

1. 関連当事者との取引

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	住友商事(株)	東京都 千代田区	219,612	総合商社	(被所有) 直接 51.0	当社が行う ソフトウェア 開発並び に情報処理 業務の大口 得意先	情報処理サ ービス並び にソフトウ ェア開発等	16,574	売掛金	2,269
							資金の寄託	2,053,500	預け金	78,000
							利息の受取	8	未収収益	0

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

情報処理サービス並びにソフトウェア開発等については、市場価格、原価率を勘案して当社見積り価格を提示し、一案件毎に価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

資金の寄託による利率については、市場金利を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

住友商事(株) (株東京証券取引所 市場第一部、(株)名古屋証券取引所 市場第一部及び証券会員制法人福岡証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,937円00銭

1株当たり当期純利益

240円50銭

(備考) 百万円単位の記載金額は、表示単位未満切り捨てにより表示しております。